

■ 幼稚園と保育所の比較

事 項	幼 稚 園	保 育 所
1 管轄	文部科学省	厚生労働省
2 根拠法令	学校教育法（第1条，第77条）	児童福祉法（第7条，第39条）
3 目的	「幼児を保育し，適当な環境を与えて，その心身の発達を助長すること」（学教法第77条）	「日々保護者の委託を受けて，保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること」（児童福祉法第39条）
4 対象	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児（学教法第80条）	保育に欠ける乳児（1歳未満），幼児（1歳から小学校就学の始期まで）（児福法第4条，第39条） 市町村の保育に欠ける乳児又は幼児等を保育する義務あり（児福法第24条）
5 設置者	国，地方公共団体，学校法人等（学教法第2条，102条） 設置に当たっては，市町村立幼稚園の場合は都道府県教育委員会，私立幼稚園の場合は知事の認可が各々必要である（学教法第4条，106条）	地方公共団体，社会福祉法人等（児福法第35条） 市町村は届出により設置できる。 都道府県及び市町村以外の者が設置する場合は，都道府県知事の認可を要する。
6 設置・運営の基準	学校教育法施行規則第74条～77条 幼稚園設置基準（省令） （学教法第3条）	児童福祉施設最低基準（省令） （児福法第45条）
7 入園・入所の手続き	就園を希望する保護者と幼稚園設置者の契約による。	保育に欠ける乳幼児をもつ保護者が保育所を選択し，市町村に申し込む。
8 入園・入所及び退園・退所の時期	・学年の始（4月）・学年の終（3月）が一般的 ・満3歳の誕生日から入園できる	・保育に欠ける状況が発生したとき（入所時） ・保育に欠ける状況が消滅したとき（退所時） （年度途中，随時入退所）
9 学級編成	同一年齢の幼児で学級編成をすることを原則とする（幼稚園設置基準第4条）	学級編成について特に規定はない。
10 教育・保育内容の基準	幼稚園教育要領（文部省告示） （学教法第79条，学教法施行規則76条）	保育所保育指針（通知） （児童福祉施設最低基準第35条）
11 ねらい・内容	・幼児の発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域で示している。	・子どもの発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域と生命の保持及び情緒の安定にかかわる基礎的な事項で示している。 ・3歳未満児については，基礎的な事項及び5領域を一括して示している。
12 目標	(1) 健康，安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て，健全な心身の基礎を培うようにすること。 (2) 人への愛情や信頼感を育て，自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。 (3) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て，それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。 (4) 日常生活の中で言葉への興味や関心を育て，喜んで話したり，聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようにすること。 (5) 多様な体験を通じて豊かな感性を育て，創造性を豊かにするようにすること。 （幼稚園教育要領）	ア 十分に養護の行き届いた環境の下に，くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし，生命の保持及び情緒の安定を図ること。 イ 健康，安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い，心身の健康の基礎を培うこと。 ウ 人との関わりの中で，人に対する愛情と信頼感，そして人権を大切にする心を育てるとともに，自主，協調の態度を養い，道徳性の芽生えを培うこと。 エ 自然や社会の事象についての興味や関心を育て，それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと。 オ 生活の中で，言葉への興味や関心を育て，喜んで話したり，聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと。 カ 様々な体験を通して，豊かな感性を育て，創造性の芽生えを培うこと。 （保育所保育指針）
13 一日の教育・保育時間・日数	・4時間を標準として各園で定める。（39週以上） （幼稚園教育要領） ・夏休み，春休み等の長期休業がある。	・8時間を原則とし，保育所長が定める。（約300日） （児童福祉施設最低基準第34条） ・長期休業日はない。
14 保護者の負担	設置者の定める入園料，保育料等を納める。（家庭の所得に応じてその一部を減免する就園奨励事業が行われている。）	市町村ごとに家庭の所得等を勘案して設定された保育料を納める。
15 教員・保育士の資格	幼稚園教諭普通免許状 専修（大学院修了）一種（大学卒）， 二種（短大卒など） （教育職員免許法）	保育士資格証明書（児福法施行第13条）